1. 構造名

人造鉱物繊維断熱材充てん/イソシアヌレートフォーム裏張鋼板・フェノールフォーム板・構造用面材 [木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板] 表張/せっこうボード 裏張/木製枠組造外壁

2. 寸法および形状等

(寸法単位:mm)

項目	仕 様
壁高	構造計算等により構造安全性が確かめられた寸法とする
壁厚	163.5以上

3.材料構成

1) 主構成材料

	(寸法単位:mm)
項目	仕 様
1 たて枠	・材料 平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に適合する壁のたて枠
(荷重支持部材)	・寸法 38×89 以上
	・間隔 500 以下
	・密度 0.38 _{±0.08} g/cm³以上
2 上枠・下枠	・材料 平成13年国土交通省告示第1540号に適合する壁の上枠及び下枠材
	・寸法 38×89 以上
3外装材	イソシアヌレートフォーム裏張鋼板
	・表面形状 平滑、エンボス又は凹凸
	・厚さ 一般部 18 _{±2}
	凹深さ 6以下又はなし
	・断面欠損率 16%以下
	・幅 385 _{±40} (働き幅)
	・張り方の縦張
	・構成
	[1]表面材
	・材質 1)~19)のうち、いずれか一仕様とする
	1) 塗装/亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定:NM-8697)
	2) 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302)
	3) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312)
	4) 溶融亜鉛ー5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317)
	5) 塗装溶融亜鉛ー5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318)
	6) 溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321)
	7) 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322)
	8) ポリ塩化ビニル被覆金属板(JIS K 6744、鋼板に限る)
	9)一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101) 10)冷間圧延鋼板(JIS G 3141)
	10) 福间注延劃板 (JIS G 3141) 11) 熱間圧延軟鋼板 (JIS G 3131)
	11) 然間圧延軌輌板 (JIS G 3131) 12) 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313)
	12) 電気亜鉛のでき動板 (J18 & 3313)
	大臣認定指定建築材料: MSTL-0064、0065、0069、0070、0362、0395)
	14)溶融亜鉛ーアルミニウムーマグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323)
	14/1谷隅里珂一 / /レミーリムーマクインリム合金のつさ 婀倣 (J18 G 3323)

	(寸法単位:mn)
│ 項 目	│
3 外装材	15) ポリエチレン被覆溶融亜鉛めっき鋼板
(つづき)	母材:a)~k)のうち、いずれか一仕様とする
(0)	a) 塗装/亜鉛めっき鋼板(国土交通大臣認定:NM-8697)
	b)溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302)
	7 11 11 2 11 10 10
	c)溶融亜鉛ー5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317)
	d)溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321)
	e)ポリ塩化ビニル被覆金属板(JIS K 6744、鋼板に限る)
	f)一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101)
	g) 冷間圧延鋼板 (JIS G 3141)
	h) 熱間圧延軟鋼板 (JIS G 3131)
	i)電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313)
	j) 建築構造用溶融亜鉛ーアルミニウムーマグネシウム合金めっき鋼
	板(国土交通大臣認定指定建築材料: MSTL-0064、0065、0069、
	0070、0362、0395)
	k)溶融亜鉛ーアルミニウムーマグネシウム合金めっき鋼板
	(JIS G 3323)
	16)溶融アルミニウムめっき鋼板(JIS G 3314)
	17) 冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305) の一部
	18) 熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304) の一部
	19) 塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320) の一部
	17)~19)の鋼種:フェライト系及びマルテンサイト系に限る
	・塗装又は被覆の有機質量
	表面側 65 _{±7} g/m ² 以下
	裏面側 24.6 _{±3} g/m ² 以下
	・
	1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする
	1) ポリエステル系樹脂
	2)フッ素系樹脂
	3)アクリル系樹脂
	4) ウレタン系樹脂
	5) エポキシ系樹脂
	6) ポリ塩化ビニル系樹脂
	7) ポリエチレン系樹脂
	8)シリコーン系樹脂
	9)無機質系
	・厚さ 0.35 _{±0.05} 以上
	[2]芯材 イソシアヌレートフォーム
	・イソシアネート指数 408
	・組成(質量%)
	「 イソシアネート 67 _{±7}
	ポリエステル系ポリオール $25_{\pm 4}$
	難燃剤(りん酸エステルなど) 5 _{±2}
	添加剤(三量化触媒、整泡剤など)3 _{±3}
	~ 発泡剤(HF0) 11 _{±4} (外割)
	・厚さ 一般部 17.5 _{±2}
	凹深さ 6以下又はなし
	·密度 36 _{±4} kg/m ³
1	1 H/2 00-E4/10/ III

理 日 住様 様 (3) 東面材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)はの合わせアルミニウムはく・厚さ・0.2 に以上・2 解版・・材質 [1]表面材と同じ・発装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ・発装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ・浮き・0.16 ta.c.以上・表面形状 平滑又はエンボス [4] 気密材 (1)、(2)のうち、いずれか・仕様とする (1)なし (2)あり・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ボリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4) いピの以系 5) 塩化ビニル系 (6)熱可塑性エラストマー系 7) 合成 ゴム系 ・資量 0.1½ 加以上 (2) 日本農林規格に適合する針葉樹の奨成材 (3) 日本農林規格に適合する針葉樹の製成 (3) 日本農林規格に適合するが表現の要成材 (4) 日本農林規格に適合するが表現の生成材 (6) 日本農林規格に適合するが表現の生成材 (6) 日本農林規格に適合する様語の様式 (5) 平成12年設合 (1) 「本業科技格に適合する核語団材 (4) 日本農林規格に適合する核語団材 (4) 日本農林規格に適合する標直別者 (5) 平成12年設合 (5) 平成12年設合 (1) 本質が表現上・一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×45の断面寸法以上を2列配置 (1) 本質が表現 ((寸法単位:mm)
(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)はり合わせアルミニウムはく ・厚き 0.2±c以上 (2)網板 ・材質 [1]表面材と同じ ・塗装又は被優の有機質量 [1]表面材と同じ ・愛装又は被優の有機質量 [1]表面材と同じ ・厚さ 0.16±ac以上 ・表面形状 平滑又はエンボス [4]気幣材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ボリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)FPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製成 (2)日本農林規格に適合する単板積配は構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (3)日本農林規格に適合する単板積配は構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (3)日本農林規格に適合する単板積配は構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5)を取り年年建設省告示第4529第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合するも構造用分板又は普通台板 ・寸法一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 文は15×9の動物面寸法以上を2列配置 フは16~40のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ポード 1)~6)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ポード 1)~6)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ポード 1)~6)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ポード (1)~4(のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ポード (1)~4(のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ポード (1)~4のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ポード (1)・質点用がよいに日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm² 5)構造用MDF(JIS A 5905)	項目	│
(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)はり合わせアルミニウムはく・厚き 0.2=a,以上 (2)解核 ・材質 [1]表面材と同じ ・塗装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ ・運装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ ・厚き 0.16=a,以上 ・表面形状 平滑又はエンボス [4]気幣材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)がリッルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)PPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する科験樹の集成材 (3)日本農林規格に適合する科験樹の集成材 (4)日本農林規格に適合する科験樹の集成材 (5)事成12年建設省告示第4452号第五号に規定する無等総材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する精造用合板又は普通合板 ・寸法一般が 15×45の断面寸注以上を2列配置 文は15×9のの所面寸注以上を2列配置 文は16×00以下 「間隔 500以下 「1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (1)~(5)のうち、いずれが一様とする (2)~(5)のうち、いずれが一様ときる (3)~(5)のが一様ときる (4)のうち、いずれが一様ときる (5)のが一様ときる (5)のが一様ときる (5)のが一様ときる (5)のが一様ときる (5)のが一様ときる (5)のが一様ときる (5)のが一様と見がでは、1000000000000000000000000000000000000	3 外装材	[3] 裏面材
(1) は9合わせアルミニウムはく ・厚き 0.2 ±0.1以上 (2) 鋼板 ・材質 [1]表面材と同じ ・塗装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ ・厚き 0.16±0.6以上 ・表面形状 平滑又はエンボス [4]気密材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ポリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4) EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.18/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (3)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (4)日本農林規格に適合する計集樹の集成材 (5)事成12年建設者告示約1482号第五法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(5)事成12年建設者告示約1482号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する特適用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は16×90の断面寸法以上を2列配置 又は10/00うち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質がよりに適合するもの)・厚き 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚き 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5905) ・厚き 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm ⁵ 5帯造用MDF(JIS A 5905)		
・厚さ 0.2+0.1以上 (2)締抜 ・材質 [1]表面材と同じ ・途装又は被覆の有機質量 ・厚さ 0.6+0.0以上 ・表面形状 平滑又はエンボス [4]気密材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・ 材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ボリサルファイド系 2)変成シリューン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)印砂系 ・ 5)塩化ビニル系 6)熱の塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 (1)へ(6)のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の農材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の農材 (3)日本農林規格に適合する「単板積層材 (4)日本農林規格に適合する「単板積層材 (4)日本農林規格に適合する「単板積層材 (4)日本農林規格に適合する「単板積層材 (6)日本農林規格に適合する「単板積層材 (6)日本農林規格に適合する「単板積層材 (7)また。「大き、一般で 15×45の断面 寸法以上を 2列配置 又は15×90の断面 寸法以上を 2列配置 又は10~30のうち、いずれか一仕様とする (1)へ(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)へ(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)へ(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)へ割系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)・関係 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)・関係 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)・青草 9以上 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)・青草 9以上 ・ 12以上 ・ 密度 0,33~(42g/cm² ・ 南港田州即下(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・ 密度 0,33~0,42g/cm² ・ 南港田州即下(JIS A 5905)		
(2) 鋼板 ・材質 [1]表面材と同じ ・塗装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ ・厚さ 0.16-20以上 ・麦面形状 平滑又はエンボス [4] 気密材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ボリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・解酸ビニル系 4) 即PM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する4単築樹の年成材 (3)日本農林規格に適合する6単銀積層材 (4)日本農林規格に適合する6単組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5)平成12年建設省告示第1432号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上を2列配置 (1)本(資系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本資系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本資系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本資系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本資系ボード 2)を12以上 ・問題 500以下 (1)へばのうち、いずれか一仕様とする (1)本資系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本資系ボード (1)~(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本資系が上、大きのの)・厚さ 9以上 2)構造用がよれば日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 ・密度 0.33~0.42g/cm* 5)構造用即ド(JIS A 5905)		
・林質 [1]表面材と同じ ・途装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ ・厚さ 0.16±aa,以上 ・表面形状 平滑又はエンボス [4]気密材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ポリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)印PM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 (6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する事験制の集成材 (3)日本農林規格に適合する事験制の集成材 (3)日本農林規格に適合する事験制の集成材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する未材 (6)日本農林規格に適合する情造用合板又は普通合板 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する未対 (6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 文は15×90の断面寸法以上を2列配置 大間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質・3以上 ・ 郷度・9以上 ・ 郷方の人は本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 ・ 郷方の人は本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 ・ 郷方の人は本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 ・ 郷方の人は大農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上		・厚さ 0.2 _{±0.1} 以上
・ 塗装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ ・ 厚さ 0.16-no以上 ・ 表面形状 平滑又はエンボス [4]気密材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・ 材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ボリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・ 質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (3)日本農林規格に適合するが葉樹の集成材 (4)日本農林規格に適合するお葉樹の集成材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する特別の要性 法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (1)年成計・15×45の断面寸注以上を2列配置 文は15×90の断面寸注以上を2列配置 文は15×90の断面寸注以上を2列配置 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系が上、10年の対象が上、1		(2)鋼板
・ 塗装又は被覆の有機質量 [1]表面材と同じ ・ 厚さ 0.16-no以上 ・ 表面形状 平滑又はエンボス [4]気密材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・ 材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ボリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・ 質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (3)日本農林規格に適合するが葉樹の集成材 (4)日本農林規格に適合するお葉樹の集成材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する特別の要性 法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (1)年成計・15×45の断面寸注以上を2列配置 文は15×90の断面寸注以上を2列配置 文は15×90の断面寸注以上を2列配置 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系が上、10年の対象が上、1		・材質 [1]表面材と同じ
・原き 0.16_n su以上 ・表面形状 平滑又はエンボス [4]気密材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ボリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)むPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成コム系 ・質量 0.1g/m以上 [4]阿縁 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する4時間が (3)日本農林規格に適合する「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		
・表面形状 平滑又はエンボス		
[4]気密材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり		
(1) 木(2) のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) あり ・材質 1) ~7) のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ボリサルファイド系 2) 変成シリコーン系 3) エチレン・酢酸ビニル系 4) IPDM系 5) 塩化ビニル系 6) 熱可塑性エラストマー系 7) 合成ゴム系 ・質量 0, 1g/m以上 (1) ~(6) のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する単板積層材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断而寸法以上を2列配置 文は15×90の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 大は15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・10×10の一が表別配置では15×10の一が表別配置では15×10の一が表別配置では15×10の一が表別に対して15×10の一が表別に対しますますますますますますますますますますますますますますますますますますます		・表面形状 平滑又はエンボス
(1) 木(2) のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) あり ・材質 1) ~7) のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ボリサルファイド系 2) 変成シリコーン系 3) エチレン・酢酸ビニル系 4) IPDM系 5) 塩化ビニル系 6) 熱可塑性エラストマー系 7) 合成ゴム系 ・質量 0, 1g/m以上 (1) ~(6) のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する単板積層材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断而寸法以上を2列配置 文は15×90の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 大は15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・2列配置 フは15×90の断面寸法以上・10×10の一が表別配置では15×10の一が表別配置では15×10の一が表別配置では15×10の一が表別に対して15×10の一が表別に対しますますますますますますますますますますますますますますますますますますます		
(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ボリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)EPDM系 5)塩化ビニル系 6)繋可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0,1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する単板積層材 (4)日本農林規格に適合する単板積層材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する不材(6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断而寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断而寸法以上を2列配置 文は15×90の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上・縦縦ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上を2列配置 大は15×90の断面寸法以上・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)株質用が表現して、は関係とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質がよりに対して、は対して、は対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、		[4] 気密材
(1)なし (2)あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ボリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する事業樹の製材 (3)日本農林規格に適合する事業樹の製材 (4)日本農林規格に適合する事業樹の製材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上 10~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0、33~0、42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
(2) あり ・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ポリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4) EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (3)日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (4)日本農林規格に適合する単粒積層材 (4)日本農林規格に適合する単独表では第造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等緩材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦縦ぎ部 15×45の断面寸法以上 縦縦ぎ部 15×45の断面寸法以上 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする 1)株質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)株造用合板(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ポリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4) EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (3)日本農林規格に適合する手薬樹の製材 (4)日本農林規格に適合する手薬樹の製材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質・3以上 ・満路用が板(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 2)構造用バネル(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
1)ポリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (3)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (4)日本農林規格に適合する単板積層材 (4)日本農林規格に適合する作組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の勝面寸法以上を2列配置 又は15×90の勝面寸法以上を2列配置 又は15×90の勝面寸法以上・1間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 2)構造用がネル(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		(2) あり
1)ポリサルファイド系 2)変成シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (3)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (4)日本農林規格に適合する単板積層材 (4)日本農林規格に適合する作組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の勝面寸法以上を2列配置 又は15×90の勝面寸法以上を2列配置 又は15×90の勝面寸法以上・1間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 2)構造用がネル(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		・材質 1)~7)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする
2) 変成シリコーン系 3) エチレン・酢酸ビニル系 4) EPDM系 5) 塩化ビニル系 6) 熱可塑性エラストマー系 7) 合成ゴム系 ・質量 0. Ig/n以上 (1) ~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (3) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する神組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上 ・間隔 500以下 ・では15×90の断面寸法以上 2) 構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2) 構造用がネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3) パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4) シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0. 33~0. 42g/cm² 5) 構造用MDF(JIS A 5905)		
3)エチレン・酢酸ビニル系 4) BPDM系 5) 塩化ビニル系 6) 熱可塑性エラストマー系 7) 合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (3) 日本農林規格に適合する幹種材の集成材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・ 寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×9のの断面寸法以上 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm² 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
4) EPDM系 5) 塩化ビニル系 6) 熱可塑性エラストマー系 7) 合成ゴム系		
5) 塩化ビニル系 6) 熱可塑性エラストマー系 7) 合成ゴム系 ・質量 0.1g/m以上 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (3) 日本農林規格に適合する単級表壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(1) 本農林規格に適合する針葉樹の製材 (1) ~(6) のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (3) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する神組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上 では15×90の断面寸法以上 ・間隔 500以下 (1) ~(4) のうち、いずれか一仕様とする (1) 木質系ボード 1) ~5) のうち、いずれか一仕様とする 1) 構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2) 構造用ペネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3) パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4) シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm² 5) 構造用MDF(JIS A 5905)		4) EPDM系
(1) ~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する単板積層材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・ 10×(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)株質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~4)の。15×10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・1		5) 塩化ビニル系
(1) ~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する単板積層材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・ 10×(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)株質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一日様とする (1)木質系ボード (1)~4)の。15×10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・1		6) 執可朔性エラストマー系
・質量 0.1g/m以上		7 7 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
 住胴縁 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする (1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2)日本農林規格に適合する単葉樹の集成材 (3)日本農林規格に適合する単和み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材(6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上を10×61×90の断面寸法以上・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする(1)木質系ボード (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード		
(1) 日本農林規格に適合する針葉樹の製材 (2) 日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (3) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する枠組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・間隔 500以下 (1) ~(4) のうち、いずれか一仕様とする (1) 木質系ボード ・1) ~5) のうち、いずれか一仕様とする 1) 構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2) 構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3) パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4) シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5) 構造用MDF(JIS A 5905)		
(2) 日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 (3) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する枠組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・ 寸法 一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・ 道隔 500以下 (1) ~(4) のうち、いずれか一仕様とする (1) 木質系ボード 1) ~5) のうち、いずれか一仕様とする 1) 構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2) 構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3) パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4) シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5) 構造用MDF(JIS A 5905)	4] 胴縁	
(3) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する枠組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上		(1)日本農林規格に適合する針葉樹の製材
(3) 日本農林規格に適合する単板積層材 (4) 日本農林規格に適合する枠組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上		(2)日本農林規格に適合する針葉樹の集成材
(4) 日本農林規格に適合する枠組み壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材(6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・間隔 500以下 「間隔 500以下 「1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする(1)木質系ボード(1)~5)のうち、いずれか一仕様とする1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの)・厚さ 9以上3)パーティクルボード(JIS A 5908)・厚さ 9以上4)シージングボード(JIS A 5905)・厚さ 12以上・密度 0.33~0.42g/cm³5)構造用MDF(JIS A 5905)		
(5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上 ・間隔 500以下 「1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
定する木材 (6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
(6) 日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上・10~50の以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
 ・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)本質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905) 		定する木材
 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905) 		(6)日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板
 縦継ぎ部 15×45の断面寸法以上を2列配置 又は15×90の断面寸法以上 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905) 		・寸法 一般部 15×45の断面寸法以上
又は15×90の断面寸法以上・間隔 500以下(1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
 ・間隔 500以下 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード (1)~5)のうち、いずれか一仕様とする (1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905) 		
 □ 構造用面材 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905) 		
(1) 木質系ボード 1) ~5) のうち、いずれか一仕様とする 1) 構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2) 構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3) パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4) シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5) 構造用MDF(JIS A 5905)	Films =	
 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする 1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905) 	[5]構造用面材	(1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする
1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		(1) 木質系ボード
1)構造用合板(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		1)~5)のうち、いずれか一仕様とする
 ・厚さ 9以上 2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905) 		
2)構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) ・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
・厚さ 9以上 3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
3)パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm ³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		· · · · ·
・厚さ 9以上 4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		3)パーティクルボード(JIS A 5908)
4)シージングボード(JIS A 5905) ・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
・厚さ 12以上 ・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
・密度 0.33~0.42g/cm³ 5)構造用MDF(JIS A 5905)		
5) 構造用MDF(JIS A 5905)		
- ・厚さ 9以上		5)構造用MDF(JIS A 5905)
/ アン・グルー		・厚さ 9以上

	(寸法単位:mm)
項 目	│
5 構造用面材	(2)セメント板
(つづき)	1)~7)のうち、いずれか一仕様とする
	1) 硬質木片セメント板 (JIS A 5404)
	・厚さ 12以上
	2) 硬質木毛セメント板(JIS A 5404)
	・厚さ 12以上
	3)フレキシブル板(JIS A 5430)
	・厚さ 9以上
	4)パルプセメント板(JIS A 5404)
	·厚さ 9以上
	5)けい酸カルシウム板(JIS A 5404)
	·厚さ 9以上
	6) 両面アクリル系樹脂塗装/パルプ・けい酸質混入セメント板
	(国土交通大臣認定: QM-0457)
	・厚さ 9以上
	7)繊維混入けい酸カルシウム板(国土交通大臣認定:NM-8578)
	• 厚さ 9以上
	(3)せっこうボード
	1)~5)のうち、いずれか一仕様とする
	1)せっこうボード(JIS A 6901)
	・厚さ 9.5以上
	2)強化せっこうボード(JIS A 6901)
	・厚さ 12.5以上
	3) 両面ボード用原紙張/せっこう板(国土交通大臣認定:NM-4127)
	·厚さ 9.5以上
	4)ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板
	(国土交通大臣認定: QM-0954-1、QM-0955-1)
	・厚さ 9.5以上
	5)ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板
	(国土交通大臣認定:RM-0059)
	・厚さ 9.5以上
	(4)火山性ガラス質複層板(JIS A 5440)
	·厚さ 9以上
6 内装材	せっこうボード
0 1 38 M	・材質 (1)~(2)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)せっこうボード(JIS A 6901)
	・厚さ 12.5以上
	(2)強化せっこうボード(JIS A 6901)
	・厚さ 12.5以上
	・端部形状 1)~3)のうち、いずれか一仕様とする
	1)スクエア
	2) ベベル
	3)テーパー
ワナイ)座が井上	
7 充てん断熱材	・規格 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする
	1) JIS A 9504
	2) JIS A 9521
	・種類 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする
	1) グラスウール
	2) ロックウール
	- プログラブ 70 ・厚さ 50 以上
	・密度 10kg/m³以上

	(114年)正:川川/
項目	仕 様
8 外張断熱材	フェノールフォーム板
	・規格 JIS A 9521又はJIS A 9511
	・構成 基材の両面に面材を張ったもの
	[1]基材
	材料 フェノールフォーム板
	・厚さ 20 ₋₂ ~100 ₊₁₀
	・密度 27 ₋₁ ~41 ₊₄ kg/m³
	[2]面材(基材の両面に設置)
	・仕様 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)なし
	(2) あり
	・材料 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする
	1)ポリエステル系
	2)ポリプロピレン系
	3)ポリエチレン系
	4)はり合わせアルミニウムはく
	5) 無機系
	・有機質量 30 ₊₃ g/m ² 以下(片面あたり)
	・施工枚数 1枚又は2枚

2)副構成材料

	(寸法単位:mm)
項目	↓
①防水紙	(1)~(7)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)なし
	(2)アスファルトフェルト(JIS A 6005)
	・単位面積質量の呼び 430
	(3)透湿防水シート(JIS A 6111)
	・材質 1)~4)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする
	1)ポリエチレン
	2)ポリエステル
	3)ポリプロピレン
	4) ポリエチレンテレフタレート
	(4)住宅用プラスチック系防湿フィルム(JIS A 6930)
	(5)包装用ポリエチレンフィルム(JIS Z 1702)
	(6)農業用ポリエチレンフィルム(JIS K 6781)
	(7) 上記(2) ~(6) にアルミニウム層を設けたもの
	 (3)~(3)で(7)の単位面積質量 430_{±43}g/m²以下
②防湿シート	(1)~(5)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)なし
	(2)住宅用プラスチック系防湿フィルム(JIS A 6930)
	(3) 包装用ポリエチレンフィルム (JIS Z 1702)
	(4)農業用ポリエチレンフィルム(JIS K 6781)
	(5) 上記(2)~(4) にアルミニウム層を設けたもの
	(3) 工記(2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
③シーリング材	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)なし
	(2)建築用シーリング材(JIS A 5758)
	・使用量 0.1g/m 以上
	・使用箇所の外装材縦継ぎ部
④内装材目地処理材	(1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)なし
	(2)せっこうボード用目地処理材(ジョイントコンパウンド、JIS A 6914)
	(2) どうこうか 下角 1 地 2 建物 (フョイン 下 2 フ・ソン 下、J13 N 0514) (3) ジョイントテープ
	・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする
	1) ガラス繊維
	2)紙
	(4)(2)、(3)の組合せ
⑤防水気密テープ	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする
Эрин на	(1)なし
	(2) 粘着テープ(片面又は両面)
	- ・材質 1)~5)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする
	1)ブチルゴム系
	2)アクリル系
	3)アスファルト系
	4) ポリエチレン系
	5) ポリスチレン系
	・幅 200以下
	・質量 280 _{±30} g/m 以下
	・配置 外張断熱材目地部

		(寸法単位:mm)
項目	仕 様	
⑥留付材	[1]外装材固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする	
	(1)くぎ (2)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする	
	1) 鋼製 2) ステンレス鋼製	
	・寸法 胴部径又は呼び径φ2.11×L38以上 ・間隔 鉛直方向 500以下 水平方向 385以下	
	[2]役物固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ (2)ねじ	
	・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製	
	・寸法 胴部径又は呼び径 φ 2. 11×L38 以上 ・間隔 1000 以下	
	[3]胴縁固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ (2)ねじ	
	・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製	
	・寸法 胴部径又は呼び径 φ 3. 05×L65 以上 ・間隔 500 以下	
	[4]構造用面材固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ (2)ねじ	
	・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製	
	・寸法 胴部径又は呼び径φ1.83×L32以上 ・間隔 周辺部 150以下	
	中間部 200 以下	

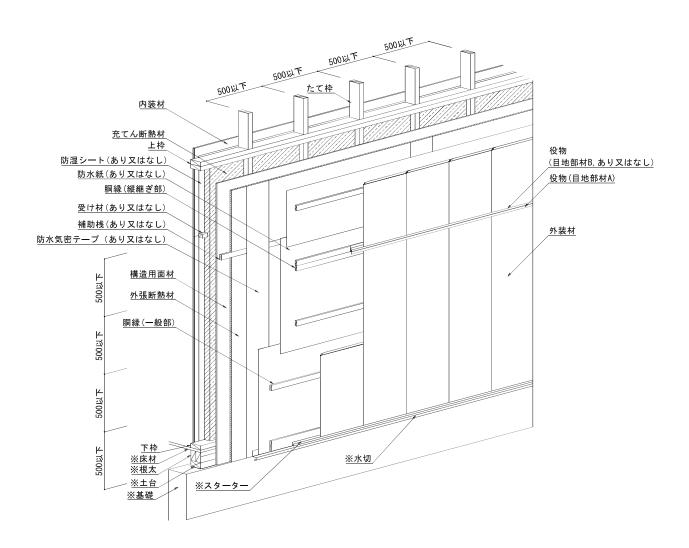
項 目		(寸法単位:mm)
(⑤留付材(つづき) (5]外張断熱材仮固定用 (1)~(4)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする (1)なし (2)粘着テーブ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 (3)アスファルト系 (4)ポリエステル系 (5)ポリエチレン系 (5)ポリエチレン系 (6)ポリスアファルト系 (7)	項目	仕 様
(1)〜(4)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする (1)なし (2)粘音テープ(片面又は両面) ・材質 1)〜9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2)アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエチレン系 6) ポリエチレン系 6) ポリエチレン系 7) EPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200 以下 ・配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3)くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 4・1.83×1.32 以上 (4)ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 3・3・5×1.32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)〜(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘音テープ(片面又は両面) ・ 材質 1)〜9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4) ポリエステルト系 6) ポリエステレン系 7) EPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 6) ポリエステレン系 7) FPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 40 ポリエステレン系 7) FPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 41 個 200 以下		
(1)なし (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 6)ポリスチレン系 7)EPDM系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・寸法 105×200以下 ・配置 外張陶熱材凹隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3)くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 胴部径 61.83×L32以上 (4)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 63.5×L32以上 [6]防水紙同定用(防木紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステーブル (2)粘着テーブ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエステレン系 6)ポリエステレン系 6)ポリエステレン系 7)EPDM系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下	© EI 1141 (2 2 C)	
(2) 粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200 以下 ・ 配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 順部径 ¢ 1.83×L32 以上 (4) ねじ ・ 材質 1)、2) のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 ¢ 3.5×L32 以上 [6] 防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) スチーブル (2) 粘着テーブ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 6) ポリエステル系 6) ポリエステレ系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 10 以下		
・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 6) ポリエチレン系 6) ポリエチレン系 7) IEPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200 以下 ・ 配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 ø1.83×L32 以上 (4) ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 ø3.5×L32 以上 [6] 防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) ステーブル (2) 粘着テーブ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 6) ポリエチレン系 6) ポリエチレン系 7) IEPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 - 幅 200 以下		
1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエステレン系 6) ポリスチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200 以下 ・ 配置 外張断熱材凹隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 φ1.83×L32 以上 (4) ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 φ3.5×L32 以上 [6] 防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) ステーブル (2) 粘着テーブ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエステル系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 幅 200 以下		
2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 6) ポリエチレン系 7) EPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200 以下 ・ 配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 61.83×L32 以上 (4) ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 63.5×L32 以上 [6] 防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) ステープ() 「面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 6) ポリスチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 幅 200 以下		
3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエステレン系 6)ポリスチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200 以下 ・ 配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3)くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)銅製 2)ステンレス銅製 ・ 寸法 胴部径 61.83×L32 以上 (4)ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)銅製 2)ステンレス銅製 ・ 寸法 呼び径 63.5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステーブル (2)粘膏テーブ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエステル系 5)ポリエステル系 5)ポリエステル系 6)ポリスチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・ 幅 200 以下		1)ブチルゴム系
4) ポリエステル系 5) ボリエチレン系 6) ボリスチレン系 7) EPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・寸注 105×200 以下 ・配置 外張断熱村四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・寸法 胴部径 φ1.83×L32 以上 (4) ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 φ3.5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステーブル (2) 粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ボリエステル系 6) ボリスチレン系 6) ボリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 4 個 200 以下		2)アクリル系
4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105 × 200 以下 ・ 配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 φ1.83×L32 以上 (4) ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 φ3.5×L32 以上 [6] 防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステーブル (2) 粘着テープ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 6) ポリスチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 4 個 200 以下		3)アスファルト系
5) ポリエチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200以下 ・配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 φ 1.83×L32以上 (4) ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 φ 3.5×L32以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステーブル (2) 粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエメテル系 5) ポリエメテレン系 6) ポリスチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		
6) ポリスチレン系 7) EPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200 以下 ・配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 61.83×L32 以上 (4) ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 63.5×L32 以上 [6] 防水紙固定用 (防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) ステーブル (2) 粘着テーブ (片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 6) ポリエチレン系 6) ポリエチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 幅 200 以下		
7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200 以下 ・配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 61.83×L32 以上 (4) ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 63.5×L32 以上 [6] 防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) ステープル (2) 粘着テープ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステルシ系 5) ポリエメテレン系 6) ポリスチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 幅 200 以下		
8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200以下 ・配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 ø 1. 83×L32以上 (4) ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 ø 3. 5×L32以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2) アクリル系 3)アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 5) ポリエチレン系 7) EPDM系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 幅 200 以下		
9) ゴムアスファルト系 ・ 寸法 105×200以下 ・ 配置 外張衡熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 ∮ 1.83×L32以上 (4)ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 ∮ 3.5×L32以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2) 粘着テープ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 5) ポリエチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・ 幅 200以下		
・ 寸法 105×200以下 ・配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 胴部径 ∮ 1. 83×L32以上 (4)ねじ ・ 材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・ 寸法 呼び径 ∮ 3. 5×L32以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステーブル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・ 材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・ 幅 200以下		
・配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置 (3) くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 胴部径 φ 1.83×L32以上 (4)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 φ 3.5×L32以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエステル系 5)ポリエメテレン系 7)ピアDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		9) ゴムアスファルト系
(3)くぎ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 胴部径 φ 1.83×L32 以上 (4)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 φ 3.5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		・寸法 105×200 以下
・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 胴部径 φ 1. 83×L32 以上 (4)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 φ 3. 5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		・配置 外張断熱材四隅及び中央部またはそのいずれかの位置
・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 胴部径 φ 1. 83×L32 以上 (4)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 φ 3. 5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		(3) くぎ
 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 胴部径 ¢ 1.83×L32 以上 (4)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 ¢ 3.5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 5)ポリエチレン系 6)ポリエチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下 		
 2)ステンレス鋼製 ・寸法 胴部径 φ 1.83×L32以上 (4)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 φ 3.5×L32以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 5)ポリエチレン系 7)EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下 		
 ・寸法 胴部径 ø 1.83×L32 以上 (4)ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 ø 3.5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリエメテレ系 5)ポリエチレン系 7)EPDM系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下 		
 ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 φ 3.5×L32以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下 		
・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 ø 3.5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		
 1)鋼製 2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 φ 3.5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下 		
2)ステンレス鋼製 ・寸法 呼び径 ø 3.5×L32 以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		
 ・寸法 呼び径 ¢ 3.5×L32以上 [6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下 		1)鋼製
[6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 6)ポリスチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		2) ステンレス鋼製
[6]防水紙固定用(防水紙を用いる場合) (1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 6)ポリスチレン系 7) EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		・ 寸法 呼び径 ø 3. 5×L32 以上
(1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		
(1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)ステープル (2)粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		[6]防水紙周定用(防水紙を用いる場合)
(1) ステープル (2) 粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1) ~9) のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエメテル系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		
(2) 粘着テープ(片面又は両面) ・材質 1) ~9) のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1) ブチルゴム系 2) アクリル系 3) アスファルト系 4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		
・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする 1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		
1)ブチルゴム系 2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		
2)アクリル系 3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		
3)アスファルト系 4)ポリエステル系 5)ポリエチレン系 6)ポリスチレン系 7)EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		
4) ポリエステル系 5) ポリエチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		2)アクリル系
5) ポリエチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		3)アスファルト系
5) ポリエチレン系 6) ポリスチレン系 7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		4) ポリエステル系
6)ポリスチレン系 7)EPDM 系 8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		
7) EPDM 系 8) 塩化ビニル系 9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		
8)塩化ビニル系 9)ゴムアスファルト系 ・幅 200以下		
9) ゴムアスファルト系 ・幅 200 以下		
•幅 200以下		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
・質量 280 _{±30} g/m 以下		
・配置 防水紙の両端		・配置 防水紙の両端

	(寸法単位:mm)
項目	せ 様
⑥留付材(つづき)	(3)アルミニウムはく付き粘着テープ(片面又は両面)
	・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする
	1)ブチルゴム系
	2)アクリル系
	3)アスファルト系
	4) ポリエステル系
	5) ポリエチレン系
	6) ポリスチレン系
	7) EPDM 系
	8) 塩化ビニル系
	9) ゴムアスファルト系
	·幅 200 以下
	・質量 280 _{±30} g/m 以下
	・配置 防水紙の両端
	(4) スプレーのり
	・材質 合成ゴム系樹脂
	・塗布量 180 _{±20} g/m ² 以下
	至17至 100 <u>120</u> 8/ m 50 1
	[7]防湿シート固定用(防湿シートを用いる場合)
	(1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする
	(1) ステープル
	(2)粘着テープ(片面又は両面)
	・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする
	1) ブチルゴム系
	2)アクリル系
	3)アスファルト系
	4) ポリエステル系
	5)ポリエチレン系
	6)ポリスチレン系
	7) EPDM 系
	8) 塩化ビニル系
	9) ゴムアスファルト系
	・幅 200以下
	・質量 280 _{±30} g/m 以下
	・配置 防湿シートの両端
	(3)アルミニウムはく付き粘着テープ(片面又は両面)
	・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする
	1) ブチルゴム系
	2)アクリル系
	3)アスファルト系
	4)ポリエステル系
	5)ポリエチレン系
	6)ポリスチレン系
	7) EPDM 系
	8)塩化ビニル系
	9) ゴムアスファルト系
	·幅 200 以下
	・質量 280 _{±30} g/m 以下
	・配置 防湿シートの両端
	$(4) \mathcal{Z}^{\mathcal{V}} \mathcal{V} - \mathcal{O} \mathcal{V}$
	・材質 合成ゴム系樹脂
	・塗布量 180 _{±20} g/m ² 以下

	(订K甲位:mm)
項目	仕 様
⑥留付材(つづき)	[8]内装材固定用
	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)くぎ
	(2)ねじ
	・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする
	1) 鋼製
	2)ステンレス鋼製
	・寸法 胴部径又は呼び径φ1.83×L32以上
	・ 間隔 周辺部 150 以下
	中間部 200 以下
	[9] 充てん断熱材固定用
	(1)~(4)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)ステープル
	・寸法 肩幅 10 以上×足長さ 6 以上
	(2)くぎ
	・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする
	1)鋼製
	2)ステンレス鋼製 1/4 - PR 対 (2 + 1 - 25) (1 0 5) N L
	• 寸法 胴部径 φ 1. 65×L25 以上
	(3)ねじ
	・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする
	1) 鋼製
	2)ステンレス鋼製
	・寸法 呼び径 φ 3.0×L25 以上
	・(1)~(3)の間隔 250以下
	(4)なし
(₹) 41.44m	
⑦役物	[1]目地部材 A (水切)
	・材質、塗装又は被覆の有機質量 3 外装材の[1]表面材と同じ
	・形状 立ち上がり 40-4以上
	出幅 20-2以上
	垂れ下がり 20 ₋₂ 以上
	·厚さ 0.35 _{±0.05} 以上
	±0.00 × 1
	[2]目地部材 B(カバー)
	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする
	(1) to U
	(2) あり
	・仕様 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする
	1)1 ピースタイプ
	2)2 ピースタイプ
	・形状 表面立ち上がり 20-2以上
	裏面立ち上がり 40-4以上
	・材質、塗装又は被覆の有機質量 3外装材の[1]表面材と同じ
	・厚さ 0.27 _{±0.05} 以上

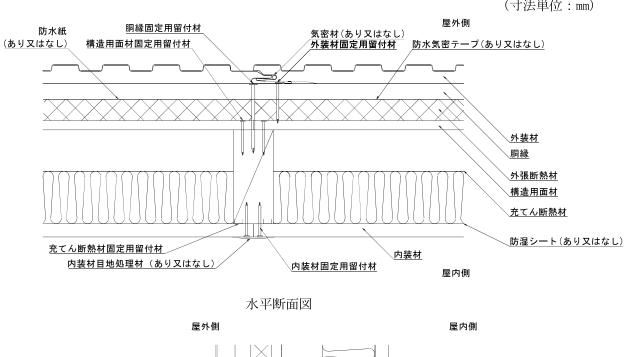
	(1亿字位:)
項目	仕 様
⑦役物(つづき)	[3]段付バッカー材
	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)なし
	(2) あり
	・材質 1)~8)のうち、いずれか一仕様、又は組み合わせとする
	1) ポリサルファイド系
	2)変成シリコーン系
	3)エチレン・酢酸ビニル系
	4) EPDM系
	5) 塩化ビニル系
	6) 熱可塑性エラストマー系
	7)合成ゴム系
	8) 発泡ポリエチレン系
	・幅 5以上
	・厚さ 外装材の凹深さ以上(表面形状による)
⑧受け材	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする
	(1)なし
	(2) 木
	・種類 胴縁と同じ
	・寸法 25×25 の断面寸法以上
9補助桟	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする
3, , , , , ,	(1)なし
	(2)木
	・種類 胴縁と同じ
	・寸法 20×30の断面寸法以上

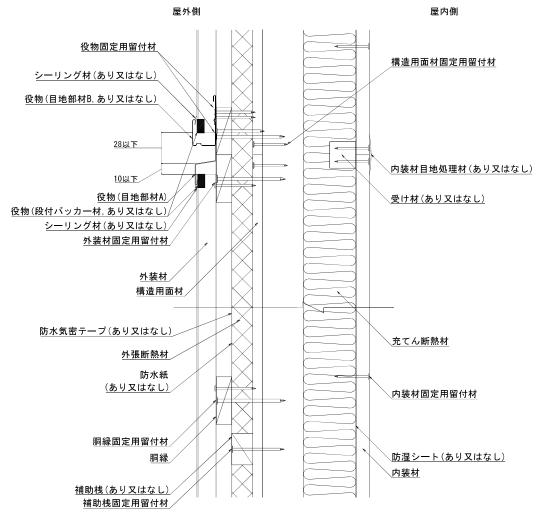
(寸法単位:mm) <透視図>



注)寸法および材料構成は2および3のとおり

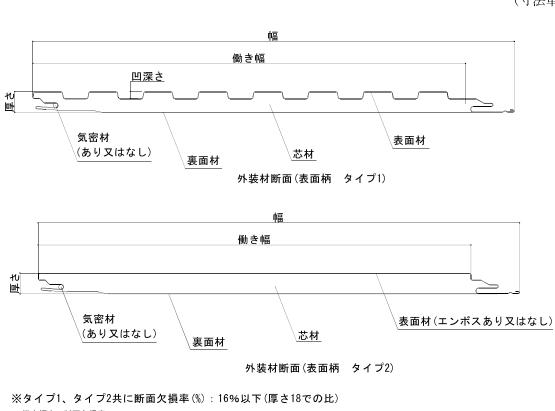
※:本評価内容に含まない



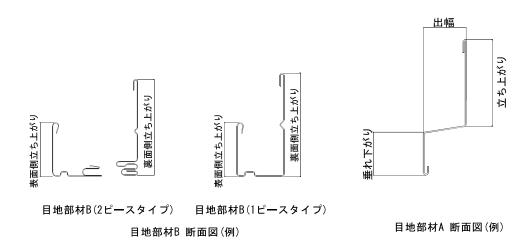


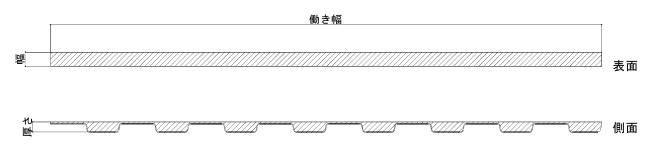
鉛直断面図

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり



働き幅内の断面欠損率 断面欠損率(%)=柄欠損/(18×働き幅)×100





段付バッカー材

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

5. 施工方法等

<施工図>

4. 構造説明図と同じ

<施工手順>

- 1) 枠組
- ・たて枠は、構造上支障のあるそり曲りのないものを使用し、500mm以下の間隔で平滑に取付ける。
- 2)受け材の取付け
- ・内装材及び構造用面材の横目地部には、必要に応じて受け材を使用しても良い。受け材はたて枠の 側面にくぎやビス等を用いて取付ける。
- 3) 構造用面材の取付け
- ・構造用面材は、構造用面材固定用留付材を用いて上枠、下枠及びたて枠に留付ける。
- 4) 外張断熱材の取付け

外張断熱材を隙間の生じないように固定し、必要に応じて外張断熱材固定用留付材を使用する。 必要に応じて外張断熱材の目地部に防水気密テープを張る。

必要に応じて外張断熱材間に位置ずれ防止用の補助桟をくぎやビス等を用いて留付ける。

- 5) 水切の取付け(評価対象外)
- ・水切は土台部などに水平に配置し役物固定用留付材を用いて留付ける。
- 6) 防水紙の取付け
- ・必要に応じて防水紙を施工する。その際横張りを原則とし、重ね代を上下 90mm 以上、左右 150mm 以上とし、防水紙固定用留付材を用いて出来るだけたるみ、しわのないように留付ける。
- 7) 胴縁の取付け
- ・胴縁は水平方向に配置し、胴縁固定用留付材を用いてたて枠等に留付ける。
- 8) 外装材の取付け
- ・1 枚目の外装材を垂直にして、両端(左右のオス部、メス部)を外装材固定用留付材を用いて胴縁に留付ける。必要に応じてスターター(金属製)を使用しても良い。
- ・2 枚目の外装材のメス部を 1 枚目のオス部に差し込み、その下部を 1 枚目に揃えてオス側を外装材 固定用留付材を用いて留付ける。
- ・以下3枚目からは2枚目と同様に施工する。
- ・縦継ぎ部を設ける場合、役物(目地部材 A)と必要に応じて役物(目地部材 B)を縦継ぎ部となる胴縁 に役物固定用留付材を用いて留付ける。
- ・外装材と役物(目地部材 A)の隙間は 28mm 以下とする。
- ・必要に応じて、役物同士の間や、外装材と役物の間にシーリング材を施工しても良い。
- ・気密材は嵌合部内に収まるものを使用する。
- ・必要に応じて外装材の意匠面から補強留付けしても良い。
- 9) 充てん断熱材の取付け
- ・たて枠間に充てん断熱材を入れ、必要に応じて充てん断熱材固定用留付材を用いて留付ける。
- 10) 防湿シートの取付け
- ・必要に応じて防湿シートを防湿シート固定用留付材を用いて出来るだけたるみ、しわのないように たて枠に取り付ける。
- 11)内装材の取付け
- ・内装材は内装材固定用留付材を用いて上枠、下枠及びたて枠に留付ける。
- ・必要に応じて内装材目地部を内装材目地処理材を用いて処理する。